

業務改善助成金 Q & A

(令和 8 年 7 月～)

令和 8 年 7 月 7 日作成

I 対象事業場等の要件について 5

- 問 1 どのような「中小企業事業者」が助成の対象となりますか。資本金等がない場合はどのように判断するのですか。
- 問 2 「常時使用する労働者の数」は、どのように算定するのですか。
- 問 3 申請時点で事業場内最賃が改定後の地域別最賃以上の場合は申請できないのですか。
- 問 4 労働保険に未加入（又は労働保険料を滞納中）の場合でも助成の対象となりますか。
- 問 5 事業場の業務継続期間に要件はありますか。例えば、新たに事業場を設けた直後や、個人事業主が法人化した直後でも助成対象となるのでしょうか。
- 問 6 賃金引上げの予定があれば、現在は地域別最賃を下回っていても助成対象となりますか。

II 事業場内最賃とその支払対象労働者について 6

- 問 7 事業場内最賃はどのように算定するのですか。算定するときに含まれる手当の種類や、月給制の場合の扱いを教えてください。
- 問 8 基本給等、固定した賃金以外にも歩合給を支払っています。その場合、事業場内最賃の算定や、その引上げはどのように行うのですか。
- 問 9 介護職員処遇改善加算は提供するサービスに応じて毎月変動しますが、これを毎月職員数で頭割りして手当として支給しています。この場合の事業場内最賃はどのように取り扱うのですか。
- 問 10 1人の労働者が同じ事業場で賃金額の異なる2種類の業務に従事しています。その一方の業務についての賃金を、事業場内最賃として申請することはできますか。
- 問 11 雇入れ後6月を経過した雇用保険被保険者である労働者に対する賃金額のうち最も低いものより、雇入れ後6月を経過していない労働者に対する賃金額が低い場合、どのように申請等するのですか。
- 問 12 現在見習い中で、数ヶ月後に賃金引上げを予定している労働者がいます。その労働者の賃金も、事業場内最賃とみなされるのでしょうか。
- 問 13 産前産後休暇中等で引上げ後の賃金支払実績のない（又は少ない）労働者を、事業場内最賃の支払対象者とすることはできますか。
- 問 14 事業場内最賃の唯一の支払対象労働者が、交付決定後に自己都合で退職してしまいました。どのような手続が必要ですか。

III 賃金の引上げについて 8

- 問 15 交付申請後、計画に基づく賃金の引上げはいつまでに行えばよいですか。
- 問 16 就業規則の改正時期にかかわらず、引上げた賃金が交付申請後に支払われていれば、助成対象に

なりますか。

問 17 手当等を減額して基本給を引き上げた場合でも、本助成金利用による引上げと認められますか。

問 18 賃金の引き上げを、2回に分けて（二段階で）行うことはできますか。

問 19 月給制の事業場において賃金の時間額に1円未満の端数ができます。この場合、賃金の引き上げ額はどのように扱われますか。

IV 賃金の引上げ労働者数について 10

問 20 賃金を引上げた労働者の人数として、どの範囲まで算入できますか。

問 21 雇入れ後6月を経過していない雇用保険被保険者である労働者は「引上げ労働者数」に含まれますか。

問 22 「引上げ労働者数」の対象となる「労働者」は、雇用保険被保険者となっていますが、どのような場合に対象となりますか。また、季節的に雇用する労働者は対象になりますか。

問 23 「引上げ労働者数」に、改定後の地域別最低賃金額を超える労働者を含めることはできますか。

V 業務改善について 12

V-i 助成対象となる経費 12

問 24 どのような設備投資が助成の対象となるのですか。

問 25 広告宣伝費や汎用事務機器や消耗品などの購入経費は、助成金の対象となりますか。

V-ii 助成対象となる設備投資等 13

問 26 助成対象経費の下限は10万円とありますが、消費税を含めて10万円以上である必要がありますか。また、1つの価格が10万円未満の設備投資等であっても、助成の対象となるのですか。

問 27 設備投資として申請した導入機器の納品が、交付決定前になった場合でも、助成を受けることはできますか。

問 28 相互の関連はない複数の設備投資等を行いました。まとめた金額を総事業費として申請することはできますか。

問 29 設備投資等を自社で施工、製造するものでも助成対象となりますか。

問 30 老朽化して機能が低下した設備、破損した設備の更新を行った場合も、設備投資等に当たると認められますか。

問 31 事業場内で既に使用している機器等を増設しました。増設についても、設備投資等として助成対象となりますか。

問 32 設備投資等は、年間を通じて常時使用するものに限られますか。

問 33 設備投資として、事業主が使用する機器を購入します。助成対象となりますか。

問 34 設備投資として、特種用途自動車（「8ナンバー車」）を導入する場合、車両本体以外の関連費用も助成対象となりますか。

問 35 業務用高機能プリンターに付属するパソコン、ハードディスクも、設備投資として助成対象とな

りますか。

V-iii その他、助成対象となる費用 14

- 問 36 ホームページの作成、改修については、助成対象となりますか。
- 問 37 助成対象となる経営コンサルティング経費とはどのようなものですか。
- 問 38 リース料金、保守料金は助成対象となりますか。
- 問 39 特種用途自動車の導入をする際に気をつけるべきことはありますか。
- 問 40 事業完了日はどのように定めたらよいでしょうか。
- 問 41 振込手数料は助成対象となりますか。

VI 不交付となる事由 16

VI-i 賃金の引下げ 16

- 問 42 本人の希望で短時間勤務等へ変更し、賃金の引下げを行いました。この場合も、不交付事由の賃金引下げに当たりますか。
- 問 43 定年退職後の再雇用の際等に賃金が減少するのは、賃金引下げに当たりますか。
- 問 44 人事評価に基づく賃金引下げは、どのようなものでも賃金引下げには当たらないと考えてよいのですか。
- 問 45 基本給を減額するとともに、手当を新設、増額する賃金体系の変更は賃金引下げに当たりますか。
- 問 46 経営不振、生産調整による賃金引下げは、本事業の賃金引下げに当たりますか。

VI-ii 他の助成金等との併給調整 17

- 問 47 労働関係各種助成金と併せて助成金を受けることはできますか。また、その他の助成金との関係はどうですか。
- 問 48 「国又は地方公共団体」以外の公益財団法人等からの助成は、併せて助成を受けることができますか。

VI-iv その他の不交付事由 17

- 問 49 労働基準監督署の是正勧告を受けていても助成金を利用することができますか。

VII 交付申請について 17

- 問 50 申請期限が休日の場合はどうすればいいですか。
- 問 51 同一企業の複数事業場で共同の設備投資をする場合、どのように申請すればいいのですか。
- 問 52 相見積もりはどのような場合に必要になりますか。また、何か留意点はありますか。
- 問 53 交付申請書別紙1の「総事業費」「収入額」はどのように記載するのですか。
- 問 54 要領別紙3（注1）等にある「助成対象経費の上限」は税込の額ですか。

VIII 計画の変更等について 19

問 55 計画変更申請が不要である「軽微な変更」とはどのようなものですか。

問 56 交付決定前あるいは決定後に取下げする場合、どのようにすればいいのでしょうか。

IX 報告事項について 19

IX-i 事業実績報告等 19

問 57 事業実績報告書の提出時まで、導入機器の値引きや金額の変更があった場合、別紙1の「総事業費」の額はどのように記載するのですか。

問 58 10人未満の事業場における賃金引上げに関する「(就業規則に) 準ずるもの」についてはどのように作成すればいいのですか。

問 59 引上げた賃金が実績報告書の提出期限までに支払えない場合はどうしたらいいですか。

問 60 助成対象経費をクレジットカードで支払ってもいいのですか。

問 61 「状況報告」(様式第8号)の確認対象について教えてください。

IX-ii 財産処分 20

問 62 財産処分とはなんですか。

問 63 「財産処分」が必要な処分制限期間は、どのように定められていますか。

問 64 「効用の増加価格」はどのように算定するのですか。

X 特例事業者 21

問 65 事業開始から1年が経過しておらず、前年同期の利益率指標と比較できない場合は物価高騰等要件を満たさないのでしょうか。

XI その他 22

問 66 本助成金について概算払を受けることはできますか。

問 67 本助成金については、社会保険労務士が事務代理等することはできますか。

注：問答においては、以下のとおり一部を略記しています。

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律→「適正化法」
- ・中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)交付要綱→「要綱」
- ・中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)交付要領→「要領」
- ・事業場内最低賃金→「事業場内最賃」
- ・地域別最低賃金(=法定最低賃金)→「地域別最賃」

I 対象事業場等の要件について

問1 どのような「中小企業事業者」が助成の対象となりますか。資本金等がない場合はどのように判断するのですか。

答 対象となる「中小企業事業者」については、要綱第2条及び要領別紙1に定められており、要綱第2条の資本金等又は常時使用する労働者数のいずれかを満たす事業者が該当します。いわゆる「みなし大企業」（大企業が発行株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している場合等）については、要綱第2条第2項に該当する場合は、対象外となります。

なお、医療法人、社会福祉法人、NPO法人等で、資本金の額又は出資の総額がない場合は、常時使用する労働者数により判断します。

問2 「常時使用する労働者の数」は、どのように算定するのですか。

答 本助成金における「常時使用する労働者の数」は、中小企業基本法における「中小企業者」の「常時使用する従業員」に準ずることとしています。

同法の「常時使用する従業員」については、労働基準法第20条で定める「解雇の予告を必要とする者」とされており、具体的には、労働基準法第21条に該当しない者（下記参照）が「常時使用する労働者」に該当します。

なお、派遣労働者については、派遣元でカウントしてください。

<参考：労働基準法第21条>

前条（解雇の予告）の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第一号に該当する者が一箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第二号若しくは第三号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 二箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者
- 四 試の使用期間中の者

問3 申請時点で事業場内最賃が改定後の地域別最賃以上の場合には申請できないのですか。

答 申請時点で、事業場で一番時間給が低い労働者（雇用保険被保険者）が改定後の地域別最低賃金額以上の場合には申請出来ません。

問4 労働保険に未加入（又は労働保険料を滞納中）の場合でも助成の対象となりますか。

答 労働者を1人でも雇っている場合（又は労働保険料を滞納中の場合）は、労働保険への加入（又は労働保険料の納入）が必須となりますので、未加入の場合には、事業場の所在地を管轄する労働局の労働保険主務課室（労働保険適用・事務組合課、労働保険徴収課（室））にご連絡いただき、加入手続（又は納入手続）をお済ませください。未加入（又は労働保険料

を滞納中の場合) は本助成金を受けることはできませんので、ご注意ください。

問5 事業場の業務継続期間に要件はありますか。例えば、新たに事業場を設けた直後や、個人事業主が法人化した直後でも助成対象となるのでしょうか。

答 本助成金は、賃金の引上げ対象者が「雇入れ後6月を経過した労働者」である必要があることから少なくとも設立から6か月以上継続している必要があります。

他方で、当該企業で「雇入れ後6月を経過した労働者」が、新設事業場における事業場内最賃の支払対象者である場合、当該新設事業場において既に業務が行われ、当該業務が設備投資等によって生産性の向上、労働能率の増進に資することを確認できるのであれば、新設事業場の業務継続期間が6月未満でも助成対象となり得ます。また、個人事業主が法人化した場合でも、法人化前に雇入れ後6月以上経過した労働者を使用している場合は、上記と同様、法人化後の経過期間にかかわらず、助成対象となり得ます。

問6 賃金引上げの予定があれば、現在は地域別最賃を下回っていても助成対象となりますか。

答 申請時にその時点の地域別最賃を下回っている事業場は、助成対象とはなりません。

II 事業場内最賃とその支払対象労働者について

問7 事業場内最賃はどのように算定するのですか。算定するときに含まれる手当の種類や、月給制の場合の扱いを教えてください。

答 事業場内最賃の算定方法は、地域別最賃と同様の考え方で行います。最低賃金法第4条及び同法施行規則第1条ないし第2条の規定に基づき算定し、そこから同法第4条第3項第3号の「当該最低賃金において算入しないことを定める賃金」である精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除外します。※なお、歩合給を支払っている場合は、〔問8〕にご留意ください。

問8 基本給等、固定した賃金以外にも歩合給を支払っています。その場合、事業場内最賃の算定や、その引上げはどのように行うのですか。

答 本助成金は「労働者の当該事業場で最も低い時間当たりの賃金額を、(略)引き上げる」(要綱第4条第1項)ものです。そのため、歩合給は賃金算定期間毎にその支払額が変動するものであることを踏まえ、以下のとおり取り扱っています。

ア ①各労働者の申請直近の1年間(雇入れ後1年に満たない者については少なくとも6月間)の歩合給合計額を、その間の総実労働時間で除し、②除した額に、固定給の時間当たりの額を加え、③加えた額のうち、最も低い時間当たりの賃金額となります。

イ 賃金引上げについては、その方法(固定給の引上げ、歩合給の支給条件の変更等)は問いませんが、引上げ前の事業場内最賃に対し、引上げ後の各賃金算定期間において、各コース所定の引上げ額以上とする必要があります。

したがって、例えば、固定給について各コース所定の額以上引上げ、歩合給の支給条件に

については変更しない場合、賃金引上げ後のある賃金算定期間において歩合給が低額となった場合、時間当たりの賃金額が各コース所定の引上げ額に満たないことがあります。そのときの当該期間については、別途、当該不足額に相当する額以上の賃金を支払うこととし、その旨を就業規則等に定める必要がありますのでご注意ください。

問9 介護職員処遇改善加算は提供するサービスに応じて毎月変動しますが、これを毎月職員数で頭割りして手当として支給しています。この場合の事業場内最賃はどのように取り扱うのですか。

答 取得した介護職員処遇改善加算をどのように労働者に配分するかについては、介護事業者の判断によりますが、設問のように、これを労働者数で除した額を毎月、賃金（手当）として支払っている場合は、歩合給に準じて〔問8〕のように取り扱ってください。

問10 1人の労働者が同じ事業場で賃金額の異なる2種類の業務に従事しています。その一方の業務についての賃金を、事業場内最賃として申請することはできますか。

答 例えば、介護業務と事務業務の2種類の業務それぞれの賃金等の労働条件が明確となっている場合には、そのうちの一方の業務について、その所定労働時間の多寡を問わず、当該賃金額を事業場内最賃として申請することができます。

問11 雇入れ後6月を経過した雇用保険被保険者である労働者に対する賃金額のうち最も低いものより、雇入れ後6月を経過していない労働者に対する賃金額が低い場合、どのように申請等するのですか。

答 雇入れ後6月を経過した雇用保険被保険者である労働者の中で、最も賃金額が低い者の当該額を事業場内最賃として申請する必要があります。また、引上げ労働者に該当するか（雇用保険被保険者であるか）に関わらず、引上げ前の事業場内最賃より賃金額の低い労働者がいる場合は、当該労働者の賃金額も新たな事業場内最賃まで引き上げていただく必要があります。

問12 現在見習い中で、数ヶ月後に賃金引上げを予定している労働者がいます。その労働者の賃金も、事業場内最賃とみなされるでしょうか。

答 見習い、研修、試用期間中等の労働者について、一定期間経過後に予定される賃金引上げは、事業場内最賃の引上げには当たりません。これら以外の労働者の賃金額のうち最も低い額を事業場内最賃とする必要があります。

なお、本助成金を利用して一般の労働者の事業場内最賃の引上げがなされた場合、試用期間中等の労働者の賃金額が引上げ後の事業場内最賃を下回っていても、試用期間中等の労働者について、事業場内最賃の引上げコース額と同額以上の引上げを行えば、計画に基づく所要の賃金引上げがなされたものと取り扱います（試用期間等の終了後は、引上げ後の事業場内最賃以上の賃金を支払う必要があります。）。その場合の試用期間中の定めについては、

別途就業規則等で定める必要があります。

問13 産前産後休暇中等で引上げ後の賃金支払実績のない（又は少ない）労働者を、事業場内最賃の支払対象者とすることはできますか。

答 引上げ前の事業場内最賃の支払対象労働者が、計画に基づく賃金引上げ前に産前産後休暇又は育児休業を取得したことにより、当該労働者に対する引上げ後の賃金の支払が全くない場合は、賃金引上げが実際になされたかが確認できないため助成対象とはなりません。

ただし、事業実績報告書提出までに職場復帰し、賃金引上げ後に1日でも勤務し、引上げ後の賃金が支払われ、引上げが確認出来た場合は助成対象となります。

なお、上記前段の場合、当該労働者以外の労働者で引上げ前の事業場内最賃を上回る賃金を支払っていた者の賃金（引上げ後の事業場内最賃を下回っているものに限る。）を要綱別表第1の第2欄に定める引上げ額以上に引き上げる場合は助成対象となります。この場合、産前産後休暇又は育児休業を取得している労働者の職場復帰後の賃金についても、当然、事業場内最賃以上とする必要があります。

問14 事業場内最賃の唯一の支払対象労働者が、交付決定後に自己都合で退職してしまいました。どのような手続が必要ですか。

答 必要な手続は退職時期によって異なりますので、以下をご参照ください。

ア 退職時期が賃金引上げ前の場合

他の労働者（雇入れ後6月を経過した雇用保険被保険者）を事業場内最賃の支払対象者とすることができる場合は、事業計画変更申請書を提出してください。そうした対応ができない場合は、事業廃止承認申請書を提出し、あるいは申請を取り下げる必要があります。

イ 退職時期が賃金引上げ後の場合

賃金引上げ後から退職するまでの間においても勤務し、それに応じた賃金が支払われているときは、その日数如何にかかわらず助成対象となりますが、事業実績報告書提出の際は、様式第9号別紙2の3(2)イに自己都合で退職した旨を付記してください。

なお、雇用保険の届出内容と相違がある場合には、労働局から事実確認をさせていただく場合がございます。

Ⅲ 賃金の引上げについて

問15 交付申請後、計画に基づく賃金の引上げはいつまでに行えばよいですか。

答 賃金の引上げは、交付申請後（申請書を労働局に提出した後、郵送による場合は申請書が労働局に到達した後）から申請事業場に適用される地域別最低賃金の改定日の前日までに実施する必要があります。

問16 就業規則の改正時期にかかわらず、上げた賃金が交付申請後に支払われていれば、助成対象になりますか。

答 賃金の上げは、要領第2の7において就業規則等の改正及び適用がなされたことをもって実施されたこととなると定めています。

○交付申請日と賃金引上げ日について

①交付申請日：9月10日、賃金引上げ日：10月1日、賃金締切日：10月末日、賃金支払日：11月15日の場合は要件を満たしますが、

②交付申請日：9月10日、賃金引上げ日：9月1日、賃金締切日：9月末日、賃金支払日：10月15日の場合は、交付申請より前に引き上げたことになり、助成対象とはならないことにご留意ください。

なお、賃金引上げに当たっては、上記のとおり就業規則等の改正及び適用がなされる必要がありますが、引上げ後の事業場内最賃額と同額を就業規則等に記載いただく必要があります。

○交付申請日と就業規則の適用日について

①交付申請日：9月10日、賃金引上げに係る改正就業規則の適用日：10月1日、賃金引上げ日：10月1日、賃金締切日：10月末日、賃金支払日：11月15日の場合は要件を満たしますが、

②交付申請日：9月10日、賃金引上げに係る改正就業規則の適用日：9月1日、賃金引上げ日：10月1日、賃金締切日：10月末日、賃金支払日：11月15日の場合は、実際の賃金引上げ日が10月1日であっても、改正就業規則の適用日が申請日より前であるため、助成対象とはならないことにご留意ください。

また、10人未満の労働者を使用する事業場で「就業規則に準ずるもの」を提出する場合は、問58を参照してください。

問17 手当等を減額して基本給を引き上げた場合でも、本助成金利用による引上げと認められますか。

答 本助成金利用による賃金引上げとは、すべての賃金の合計額をみて、所定の額以上の引上げがなされている場合をいいます。したがって、例えば、本助成金利用による賃金引上げに際し、賃金体系全体を見直して一部の手当等を減額する場合でも、このことのみにより交付対象とならないものではありません。しかし、見直し後、すべての労働者に対して支払う賃金総額が引上げ後の事業場内最賃以上である必要があります。

なお、以上により手当を減額する場合については、最低賃金法第4条及び同法施行規則第1条ないし第2条の規定による地域別最賃の算定において、同法第4条第3項第三号の「当該最低賃金において算入しないことを定める賃金」として算入を除外される精皆勤手当、通勤手当又は家族手当についても賃金総額に含まれ、これらを引下げ又は廃止した結果、賃金総額でみた引上げ額が各コース所定の引上げ額を下回る場合は、本助成金利用による賃金の引上げとは認められませんのでご留意ください。

問18 賃金の引き上げを、2回に分けて（二段階で）行うことはできますか。

答 事業場内最賃の引上げについて、2回に分けて行うことはできません。

（例）

10月1日に事業場内最賃を1,050円から1,060円に、11月1日に1,060円を1,100円に、2段階に分けて50円引き上げるものとして申請をしたとしても、10月1日と11月1日を合算して引上げ額を算定することはできません。

問19 月給制の事業場において賃金の時間額に1円未満の端数ができます。この場合、賃金の引き上げ額はどのように扱われますか。

答 時間額以外の方法で賃金額が定められている場合であれば、1時間当たりの額に1円未満の端数ができる場合についても、その賃金額を基準に申請コース区分の金額以上引き上げれば、本事業における引上げと認められます。

例えば、1時間当たりの額が1,050円50銭の場合、1時間当たりの額を1,100円50銭以上に引き上げることとすれば、50円コースの引上げと認められます。

IV 賃金の引上げ労働者数について

問20 賃金を上げた労働者の人数として、どの範囲まで算入できますか。

答 要綱第4条第2項の「引上げ労働者数」の対象となる「労働者」は事業場内最賃である労働者の外、引き上げられることにより賃金が追い抜かれる労働者についても、申請コースと同額以上引き上げた場合、その労働者も引上げ労働者数に含めることができます。（問23も参照ください。）

例えば、ある事業場内の労働者の賃金がそれぞれA（1,050円）、B（1,070円）、C（1,100円）で、Aが事業場内最賃で50円引き上げる場合は、追い抜かれるBも50円以上の引き上げが必要です。Cについては、仮に50円引き上げたとしても申請時に元々、事業場内最低賃金額であるAの引上げ後の事業場内最賃1,100円以上であることから引上げ労働者数には含まれません（この場合、賃金を上げた労働者の人数はAとBの2名とカウントします。）。

なお、引上げ労働者数としてカウントする労働者は、申請日時点において雇用保険被保険者である必要があります。

問21 雇入れ後6月を経過していない雇用保険被保険者である労働者は「引上げ労働者数」に含まれますか。

答 要綱及び要領において、事業場内最賃である労働者以外の「引上げ労働者数」の対象となる「労働者」の雇用期間については定めていないことから、雇入れ後6月を経過していない雇用保険被保険者である労働者も「引上げ労働者数」の対象となります。なお、要領第2の4において、「引上げ労働者数」の対象となる「労働者」は、雇用保険被保険者である必要があると規定していることから、雇用保険被保険者ではない労働者については「引上げ労働者数」に含まれません。

一方で、事業場内最賃を決める際には、雇入れ後6月を経過した雇用保険被保険者を基準にする必要があります（要綱第4条、要領第2の2）のでご注意ください。

問22 「引上げ労働者数」の対象となる「労働者」は、雇用保険被保険者となっていますが、どのような場合に対象となりますか。また、季節的に雇用する労働者は対象になりますか。

答 要領第2の4のとおり、申請書の提出日において、雇用保険被保険者である必要がありますが、雇用保険に対する必要な加入期間は定められていないため、提出日において雇用保険の加入期間が6月を経過していない労働者についても引上げ労働者数の対象となります。また、申請後に雇用保険被保険者でなくなった場合、その理由によっては不交付となる場合がありますので、ご注意ください。

雇用保険の適用事業所に雇用される次の労働条件のいずれにも該当する労働者の方は、原則として全て被保険者となります。

1. 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
2. 31日以上雇用見込みがあること

また、パートやアルバイトなど雇用形態や、事業主や労働者からの加入希望の有無にかかわらず、要件に該当すれば加入する必要があります。（季節的に一定期間のみ雇用される方など、一部被保険者とならない場合があります）

（季節的に雇用される場合）

季節的に雇用される次の労働条件に該当する労働者の方は、被保険者となります。

1. 4か月を超える期間を定めて雇用されること
2. 1週間の所定労働時間が30時間以上であること

なお、季節的な雇用とは、季節的業務（積雪など自然現象の影響を受ける業務）に期間を定めて雇用される又は季節的に入・離職することをいいます。

雇用保険に関する手続きは、事業所の所在地を管轄するハローワークにて行うため、要件に該当するか迷う場合等、まずはお近くのハローワークにご相談ください。

【参考】[雇用保険制度 Q&A～事業主の皆様へ～](#)

問23 「引上げ労働者数」に、改定後の地域別最低賃金額を超える労働者を含めることはできますか。

答 問20の考え方により、申請コースと同額以上引き上げた場合、その労働者（雇用保険被保険者）も引上げ労働者数に含めることができます。

例えば70円コースの場合、ある事業場の労働者の賃金がA（1,070円）、B（1,080円）、C（1,120円）であって、改定後の地域別最低賃金額が1,100円であり、Aを当該最賃額から70円引き上げ1,140円とする場合は、追い抜かれるBとCも70円引き上げ、それぞれ1,150円、1,190円とした場合、改定後の地域別最低賃金額未満を超えているCも引上げ労働者に

含めることができ、引上げ労働者数は合計3人となります。

V 業務改善について

V-i 助成対象となる経費

問24 どのような設備投資が助成の対象となるのですか。

答 助成対象となるのは「生産性の向上、労働能率の増進に資する」と認められる設備投資等です(要綱第3条)。生産性向上には、例えば事業場の売上の増加や収益の改善も含まれます。また、具体的な設備投資等の対象は要領別紙3に示されています。生産性の向上や労働能率の増進に資する設備投資等であっても、助成対象外となるものもあることにご留意ください。

なお、物価高騰等要件に該当する特例事業者は、「生産性の向上、労働能率の増進に資する」と認められる設備投資等について、パソコン(タブレット端末、スマートフォン及びその周辺機器を含む。)の新規購入が対象となる場合があります。新規購入が対象となることから既存のパソコン(タブレット端末、スマートフォン及びその周辺機器を含む。)の設備の入れ替えは対象となりません。

問25 広告宣伝費や汎用事務機器や消耗品などの購入経費は、助成金の対象となりますか。

答 以下の経費に該当する場合は、助成対象となりません。

- ・単なる経費削減を目的とした経費((例)LED電球への交換、通信費削減のためのプラン変更、資料作成の外注等)
 - ・不快感の軽減や動線確保等による快適化を図ることを目的とした職場環境の改善経費((例)動線確保に伴うレイアウト変更、エアコン設置、執務室の拡大、内装工事等の改築費用、机・椅子の増設、空調服等)
 - ・通常の事業活動に伴う経費((例)事務所借料、光熱費、従業員賃金、交際費、消耗品費、通信費、掃除機などの清掃用品、汎用事務機器購入費等)
 - ・広告宣伝費・販売促進費(パンフレット、動画、写真等の作成及び媒体掲載、デジタルサイネージ等による掲載、展示会の出展、セミナー開催、市場調査、営業代行利用、ランディングページの作成、マーケティングツール活用等)
 - ・建築物構築関する経費、その他の費用((例)工場建屋、構築物、簡易建物(ビニールハウス、コンテナ、ドームハウス、室内の作業スペース等)の取得費用及びこれらを作り上げるための組み立て用部材の取得費用)
 - ・再生エネルギーに係る費用((例)再生エネルギーの発電を行うための発電設備及び当該設備と一体不可分の附属設備(太陽光発電を行うためのソーラーパネルなど)、移動に要する費用((例)船舶、航空機等の購入費・修理費・車検費用)、
 - ・娯楽性又は遊戯性が高く、事業の生産性向上または業務効率化に直接資すると認められない設備((例)全自動麻雀機、カラオケ機器、ゲーム機等)
- その他、事前に交付要領(別紙3)をご確認の上、申請をお願いいたします。

V - ii 助成対象となる設備投資等

問26 助成対象経費の下限は10万円とありますが、消費税を含めて10万円以上である必要がありますか。また、1つの価格が10万円未満の設備投資等であっても、助成の対象となるのですか。

答 助成対象経費の下限の10万円に消費税は含まれません。

例えば、税込価格（消費税率10%）が104,500円であっても、税抜価格は95,000円で10万円未満となりますので、対象となりません。

また、1つの価格が10万円未満の設備投資等であっても、他の生産性向上に資する設備投資等と合わせた合計金額が10万円以上となる場合は、助成の対象となります。

問27 設備投資として申請した導入機器の納品が、交付決定前になった場合でも、助成を受けることはできますか。

答 導入機器等の納品や契約は、必ず交付決定後でなければならず、交付決定前に納品や契約された場合は助成を受けることはできませんので注意してください。

問28 相互の関連はない複数の設備投資等を行いました。まとめた金額を総事業費として申請することはできますか。

答 相互の関連はない複数の設備投資等であっても、それぞれが生産性の向上、労働能率の増進に資する場合であれば、設備投資等の合計の額をもって申請し、各コースの上限額を限度として助成を受けることができます。

問29 設備投資等を自社で施工、製造するものでも助成対象となりますか。

答 原則として、自社で施工、製造するものは助成の対象外ですが、施工等に要する原材料費のみを事業費とするものは助成対象となります。

ただし、この場合においても、原材料費について二者以上からの見積もりが必要となりますのでご注意ください。

問30 老朽化して機能が低下した設備、破損した設備の更新を行った場合も、設備投資等に当たると認められますか。

答 老朽化又は破損したことを機に、既存の機器設備等より高い能力を有する上級機器を導入し、生産性の向上、労働能率の増進に資することが認められれば、助成対象となります。他方、同等性能の機器設備等を導入することは、生産性の向上が認められないため、要綱上の「設備投資等を行う」ものとは認められません。

申請をされる場合には、既存の機器設備等より高い能力を有する点について、事業実施計画書等に具体的な数値等や客観的な根拠資料を示しつつ、具体的に記載の上、申請をお願いいたします。

問31 事業場内で既に使用している機器等を増設しました。増設についても、設備投資等として助成対象となりますか。

答 既存の機器等だけでは対応できない作業量があり、増設することにより生産性の向上、労働能率の増進に資すると認められる場合には、助成対象となります。

問32 設備投資等は、年間を通じて常時使用するものに限られますか。

答 設備投資等については、使用する時季が限られるもの、常時使用するものではないものであっても助成対象となり得ます。

ただし、想定される**使用頻度が極端に低い場合**には、生産性の向上、労働能率の増進に資するとはいえず、要領別紙3の（注7）の⑧又は⑨に該当するものとして不交付決定されることがありますのでご注意ください。

問33 設備投資として、事業主が使用する機器を購入します。助成対象となりますか。

答 事業主が専ら使用する機械設備の導入であっても、事業主が労働者と同じように使用することにより、申請事業場全体の生産性向上が認められる場合は、助成対象となります。

問34 設備投資として、特種用途自動車（「8ナンバー車」）を導入する場合、車両本体以外の関連費用も助成対象となりますか。

答 購入に際して支払を要する費用のうち、車両本体以外で助成対象となるものは、通常装備、検査登録（届出）手続の代行費、車庫証明手続の代行費、納車費用等です。

他方、検査登録（届出）手続預かり法定費用、車庫証明手続預かり法定費用、販売車両リサイクル料金、自動車取得税、自動車重量税、自動車賠償責任保険等、希望ナンバー交付手数料のほか、オーディオ等のオプション装備についても対象外となります。

問35 業務用高機能プリンターに付属するパソコン、ハードディスクも、設備投資として助成対象となりますか。

答 例えば、プリント生地工場における布地印刷用のプリンター等の業務用高機能プリンターの導入において、当該プリンターの稼働に必要なパソコンのスペック、ハードディスクの容量等が、当該プリンター稼働の要求仕様となっており、事務作業用の汎用パソコン、ハードディスクでは対応できない場合に限り助成対象となり得ます。

V-iii その他、助成対象となる費用

問36 ホームページの作成、改修については、助成対象となりますか。

答 ホームページ上で、受発注及び決済の両方が可能となるもののほか、受注（顧客からの発注をホームページ上で受ける）機能を付加する作成・改修等については助成対象となります。

他方、要領別紙3（注7）③の通常の事業活動に伴う経費、広告宣伝費・販売促進費に該当する場合には、助成対象外となりますので事前に内容をご確認の上、申請をお願いいたし

ます。

問37 助成対象となる経営コンサルティング経費とはどのようなものですか。

答 経営コンサルティングの実施者については、要領別紙3（注5）に具体的に示されているほか、金融機関が行う経営相談に準じて、中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関による経営コンサルティング経費についても助成対象となります。また、特定のコンサルティングを依頼する契約のほか、新たに継続的なコンサルティング契約（顧問契約）を締結する場合についても、当該年度内の経費については助成対象となります。

なお、経営コンサルティングを利用しようとする場合においても、二者以上の見積もりが必要です。仮に、コンサルティングの内容等から二者以上から見積書を取ることが困難な場合には、その旨を記載した理由書（様式任意）を提出し、一者見積もりの妥当性について疎明をしていただきますようお願いいたします。

問38 リース料金、保守料金は助成対象となりますか。

答 器具機械借料及び損料、物品借料及び損料等の費用（会場借料を除く。）にかかるリース、ローン契約、ライセンス契約、保守契約等の経費の支払の場合、助成対象となる経費は、助成実施年度に支払われるものに限りです。この場合、複数年分を助成実施年度に支払った場合は、助成実施年度を含め3年分が助成対象となります。

なお、**自動車のリース、ローン契約、保守契約等は助成対象外**となりますのでご注意ください。

問39 特種用途自動車の導入をする際に気をつけるべきことはありますか。

答 特種用途自動車として助成対象となるのは、原則、車両に対して付与されるナンバープレートの「車種を表す数字」が8で始まるものになります。また、「使用の本拠の位置」は、申請事業場の住所である必要があります。

問40 事業完了日はどのように定めたらよいでしょうか。

答 ①導入機器等の納品日、②助成対象経費の支払完了日、③賃金引上げ日（就業規則等の改正日）のいずれか遅い日となります。

なお、事業は原則として交付決定の属する年度の1月31日までに行う必要があります。ただし、やむを得ない理由がある場合は、申請書に任意様式の理由書を添付し、所轄労働局が認めた場合は、交付決定の属する年度の3月31日までとすることができます。

問41 振込手数料は助成対象となりますか。

答 振込手数料は助成対象外です。振込手数料を相手方が負担した場合は値引きがあったものとして取り扱います。したがって、助成金支給額が交付決定額よりも減額となる場合があります。

VI 不交付となる事由

VI-i 賃金の引下げ

問42 本人の希望で短時間勤務等へ変更し、賃金の引下げを行いました。この場合も、不交付事由の賃金引下げに当たりますか。

答 要綱上、所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少が労働者の都合による場合は、賃金を引き下げた場合に当たらない旨示されています（要綱第4条第4項第一号ウ）。そのため、本人希望による短時間勤務や所定労働日の少ない勤務への変更に伴い賃金の引下げがあった場合でも、交付対象となり得ます。

なお、こうした場合については、労働者自身の希望によるものであることを明らかにするため、所定労働時間の短縮等を申し出る旨及びその理由が簡潔に記載され、労働者の署名又は記名押印のある書面を事業実績報告書に添付して提出してください。

問43 定年退職後の再雇用の際等に賃金が減少するのは、賃金引下げに当たりますか。

答 賃金規程に基づく賃金の減少については、就業規則等であらかじめ定められている場合には、設問のケースの他、賃金体系上、高齢期にいわゆる賃金カーブが右肩下がりになっていることによるものについても、要綱第4条第4項第一号の賃金引下げには該当しません。

ただし、例えば、再雇用の労働者に対し時給1,500円を支払っていたにもかかわらず、不当に時給1,000円に切り下げるなど、労働条件の不利益変更を行った場合には賃金引下げに該当することになります。

問44 人事評価に基づく賃金引下げは、どのようなものでも賃金引下げには当たらないと考えてよいのですか。

答 要領上、人事評価制度による賃金額の見直し等正当な理由によると所轄労働局長が認めた場合は、賃金の引下げには当たらないとされています（要領第2の13のなお書）。

これについては、単に人事評価制度が設けられているか否かだけでなく、例えば、賃金の減額は、当該労働者の業績が不良である等具体的な事由に基づきなされるものとなっているか等、制度の合理性及び運用の適切性を踏まえて判断することとなります。

問45 基本給を減額するとともに、手当を新設、増額する賃金体系の変更は賃金引下げに当たりますか。

答 基本給を減額するものであっても、手当が新設、増額される等により、賃金算定期間毎の賃金総額が減少する労働者が生じないような賃金体系の変更の場合は、要綱第4条第4項第一号の賃金引下げには当たりません。

問46 経営不振、生産調整による賃金引下げは、本事業の賃金引下げに当たりますか。

答 設問のような状況の下での賃金引下げについては、要綱第4条第4項第一号イに当たる場合の他、所定労働時間（日数）の短縮（減少）による月当たりの賃金額を引き下げた場合に

についても、同号ウに該当するため助成対象となりません。

VI-ii 他の助成金等との併給調整

問47 労働関係各種助成金と併せて助成金を受けることはできますか。また、その他の助成金との関係はどうですか。

答 他の助成金等について助成対象が同一の設備投資等に要する費用ではないものについては、助成を受けることができますが、他の助成金等の補助目的等が重複する場合は、併給調整の対象となる場合がございます。なお、業務改善助成金で賃金引上げの対象とした労働者について、キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の支給対象労働者としてカウントすることはできませんので、ご注意ください。

問48 「国又は地方公共団体」以外の公益財団法人等からの助成は、併せて助成を受けることができますか。

答 公益財団法人等から、本助成金の助成対象と同一の設備投資等の費用に対する助成等を受ける場合は、「その他これに類する助成等を受けている場合」（要綱第4条第4項第一号エ）に該当することから、併せて助成を受けることはできません。

VI-iv その他の不交付事由

問49 労働基準監督署の是正勧告を受けていても助成金を利用することができますか。

答 申請書の提出日の前日から起算して1年前の日から実績報告を行った日の前日又は第1項に定める賃金額を引き上げてから6月を経過した日のいずれか遅い日までの間に労働基準監督署から是正勧告を受けている場合、申請することは出来ません。

VII 交付申請について

問50 申請期限が休日の場合はどうすればいいですか。

答 申請期間の末日が行政機関の休日（閉庁日：土日・祝日・12月29日から翌年の1月3日までの日など）の場合は、その翌開庁日が申請期間の末日となります。

（例）申請期間の最終日が10月12日の場合

閉庁日：10月12日 翌開庁日：10月13日

⇒郵便・来庁受付または電子申請で10月13日に提出先に到達していれば（※）、受付可能です。

※「労働局への到達」とは

・郵便（簡易書留等）の場合

10月13日までに労働局の担当部署に必着（消印の日付が申請期間内であっても、労働局への到達日が申請期限を徒過した場合は申請期間内に申請されたとは認められません。（簡易書留等、送付の記録が残る方法で発送してください。))

・来庁の場合

10月13日の受付時間内（8時30分～17時15分）までの担当窓口への来庁が必要です。

・電子申請の場合

10月13日までにJグランツの申請が完了していることが必要です。

問51 同一企業の複数事業場で共同の設備投資をする場合、どのように申請すればいいのですか。

答 本助成金は、事業場ごとに申請することとなっています。設問の場合、個別に算定できない本社における設備投資等の費用について申請するものですが、そうした場合には、事業場数で按分して費用を算出してください。

なお、事業場の独立性の判断は、労働基準法における考え方と同一です。

問52 相見積もりはどのような場合に必要になりますか。また、何か留意点はありますか。

答 契約予定額が10万円未満の場合を除き、原則として、同一条件の仕様による二者以上の見積もりが必要となります(10万円は税抜価格で判断します。)。交付決定がされた場合には、最低価格を提示した者と契約をしていただく必要があります。

また、申請者がフランチャイジー等の場合、フランチャイズ契約等により指定された業者以外の者から購入できる場合に、申請が可能です。申請をされる場合には、同一条件の二者以上の見積書とフランチャイザーやその指定業者以外の者から購入できる指定業者以外から購入できることがわかる書面(例:フランチャイズ契約書等の写し)を提出してください。

なお、自社、自社の親会社、子会社、グループ企業等の関連会社(資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族(3親等以内)、同一事業主、自社社員が経営する会社等)、代表者の親族作成の見積書は提出可能な見積書として認められません。

【中古機械設備を導入する場合】

見積書の内容が中古機械設備など、価格設定の適正性が明確でない中古品とする場合には、古物商の許可を得ている三者以上の中古品流通業者から型式や年式が記載された見積書を提出する必要があります(販売実績や事業実績の確認が取れない場合等には、適切な見積書として認められません。)

【見積書の提出が出来ない場合】

知的財産権等により、販売元が限られ、かつ生産性向上が同様に図られる機器がなく比較可能な見積書が提出出来ない場合には、特許(登録)証等により客観的に販売元が限られていることがわかる資料を提出する必要があります。

問53 交付申請書別紙1の「総事業費」「収入額」はどのように記載するのですか。

答 「総事業費」は、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等に要した費用の総額(別紙1※3に基づき、税抜・税込どちらか選択した金額を記入)を記載してください。また、「収入額」は各種助成金等の国庫補助金所要額調書に共通する項目として設けられていますが、通常この欄はゼロとなります。

問54 要領別紙3（注1）等にある「助成対象経費の上限」は税込の額ですか。

答 原則、消費税を除いた額です。

Ⅷ 計画の変更等について

問55 計画変更申請が不要である「軽微な変更」とはどのようなものですか。

答 例えば、①申請時と同一の型番の製品について申請時の見積額より安価となった場合（見積額より高額になった場合には計画変更申請が必要）、②賃金引上げ日の変更の場合（事業完了予定期日の翌日以降への変更となる場合は、事業完了予定期日変更報告書が必要）については、軽微な変更となります。また、助成対象機器の納品期日の変更となった場合についても、事業完了予定日を超えないものは軽微な変更となります（予定期日の翌日以降に変更する場合は事業完了予定期日変更報告書が必要）。

問56 交付決定前あるいは決定後に取下げする場合、どのようにすればいいのでしょうか。

答 いずれの場合についても、申請を取下げるときは、取下書（様式任意）を提出してください。（適正化法第9条第1項（要綱第7条）に規定する申請の取下げの場合も任意様式で提出してください。）交付決定後15日を過渡した場合は、事業廃止承認申請書（様式第5号）を提出してください。

なお、取下げの場合も申請書原本は返却できませんが、見積書など添付資料については、申し出があれば原本を返却します。

Ⅸ 報告事項について

Ⅸ-i 事業実績報告等

問57 事業実績報告書の提出時まで、導入機器の値引きや金額の変更があった場合、別紙1の「総事業費」の額はどのように記載するのですか。

答 報告書別紙1の国庫補助金精算書の総事業費について、導入機器の値引き等により交付申請書別紙1の国庫補助金所要額調書の総事業費の額を下回った場合は、実際に支払った額を記載してください。

問58 10人未満の事業場における賃金引上げに関する「(就業規則に)準ずるもの」についてはどのように作成すればいいのですか。

答 (就業規則に)準ずるものについては、少なくとも、賃金引上げ後の事業場内最賃及び賃金引上げ日を定め、併せて、作成者（事業場名）、作成年月日等を記載した書面を作成してください。この書面は労働基準監督署への届出は必要ありませんが、就業規則に準じて労働者代表からの意見書を添付するとともに、作成後は必ず労働者に対して周知してください。

なお、一般的な労働契約書及び労働条件通知書は、就業規則に準ずるものには当たりません。

問59 引上げた賃金の実績報告書の提出期限までに支払えない場合はどうしたらいいですか。

答 要領第2の7のとおり、引上げた賃金は、原則として事業実績報告書の提出日までに支払う必要があります。ただし、事業完了期限の延長が認められた場合であって、例えば賃金引上げが3月1日、事業完了日が3月31日で、賃金支払い日が締め翌15日支払いの場合、事業実績報告書は4月10日までが提出期限のため、4月15日支払い分の賃金台帳を提出できない可能性があります。そのような事情が生じたときは、労働局雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

問60 助成対象経費をクレジットカードで支払ってもいいのですか。

答 要領第13の3のとおり、原則として振込払いとなります。

なお、クレジットカード、小切手、約束手形(回し手形を除く。)等による支払いで、原則として事業完了期日である、交付決定の属する年度の1月31日まで(やむを得ない理由により事業完了期限の延長が認められた場合には、その期限まで)に口座から引き落とされていない場合は、助成対象外となりますのでご注意ください。また、現金支払いの場合は、預金通帳等の写しだけでなく、総勘定元帳、現金出納帳等も提出してください。

問61 「状況報告」(様式第8号)の確認対象について教えてください。

答 「状況報告」(様式第8号)では、対象期間中に在籍している労働者のうち、対象期間中に解雇等がなされた労働者がいないか、賃金引上げ計画に基づいて賃金を引き上げた労働者の賃金の引下げ等がないか賃金台帳の写しを添付していただき、確認をすることとしています。

なお、労働局においてこれらの労働者以外の労働者についても賃金額等を確認することがありますので、その場合は、対象期間中に在籍している労働者全員が確認の対象になります。確認期間の考え方は、以下の具体例をご参照ください。

(例)

ア 9月5日に賃金引上げ、3月10日に支給申請を行った場合

- ・ 不支給事由確認期間・・・当年度3月9日まで
- ・ 状況報告の提出期限・・・翌年度4月9日まで

イ 10月1日に賃金引上げ、2月1日に支給申請を行った場合

- ・ 不支給事由確認期間・・・翌年度4月1日まで
- ・ 状況報告の提出期限・・・翌年度5月1日まで

IX-ii 財産処分

問62 財産処分とはなんですか。

答 財産処分とは、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等を行うことをいいます。

業務改善助成金により取得した設備投資等を処分制限期間内に「財産処分」する場合には、

要綱第 18 条第 1 項に規定されているとおり **事前に都道府県労働局長の承認が必要**です。承認を経ずに、財産処分を行った場合、適正化法に基づく交付決定の取消しや加算金を含めた助成金の返還をしていただく場合がございます。

■財産処分の種類

転用 : 補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡 : 補助対象財産の所有者の変更。

交換 : 補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。

貸付 : 補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

取壊し : 補助対象財産(施設)の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄 : 補助対象財産(設備)の使用を止め、廃棄処分をすること。

抵当権の設定 : 補助対象財産を担保に供すること

問63 「財産処分」が必要な処分制限期間は、どのように定められていますか。

答 「財産処分」が必要な処分制限期間は、厚生労働省告示「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成二十年七月十一日)(厚生労働省告示第三百八十四号)が定められています。

なお、中古品についてもこの告示によることとなります。また、告示は毎年改正される可能性があるため、最新のものであることを確認してください。

問64 「効用の増加価格」はどのように算定するのですか。

答 「効用の増加価格」(要綱第 18 条第 2 項)は、機械又は器具に改造等を加えたことにより、改造等の前に比べてその価値が増加したときの従前の価値との差であり、基本的には改造等に要した費用と考えられます。本助成金を利用し改造等をした機器等の財産処分が必要となる事情が生じたときは、労働局雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

X 特例事業者

問65 事業開始から1年が経過しておらず、前年同期の利益率指標と比較できない場合は物価高騰等要件を満たさないのでしょうか。

答 事業開始後1年に満たない場合など前年同期との比較ができない場合は、基本的には物価高騰等要件を満たしません。

しかし、申請前に例えば災害や感染症の流行が発生し、それにより急激な物価上昇が発生するなど、事業開始後1年に満たない場合であっても、最近6か月間平均の利益率が事業開始時に想定していた利益率と比較して急激に悪化する特殊なケースが発生する可能性があります。その場合は、申請者が事業開始後における利益率の推移や仕入単価の推移を踏まえ、利益率が悪化している最近6か月間と比較することが適切な期間(利益率が安定していた期間を含む6か月間)を検討し、労働局に対し、特殊事情により最近6か月間において利益率

が低下している旨証明していただく必要があります。

XI その他

問66 本助成金について概算払を受けることはできますか。

答 概算払することはできません。

問67 本助成金については、社会保険労務士が事務代理等することはできますか。

答 業務改善助成金交付申請書等の作成等については、社会保険労務士法第2条に規定されている社会保険労務士の業務に該当するため、社会保険労務士が業務として提出代行、事務代理を行うことができます。

提出代行事務等を行う場合、申請書等に氏名等を記載することが義務付けられているため、その義務の履行に当たっては、「代理人」を「事務代理者」等書き換え社会保険労務士の名称を表示する等必要な事項を記入した上で、様式第1号の代理人欄を活用することは差し支えありません。